

障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について

令和6年4月

目次

第1	障害児通所給付費を支給する実施主体	1
I	基本的な取扱い（法第21条の5の5第2項）	1
第2	通所給付決定の事務	1
I	通所給付決定の概要	1
II	支給申請	5
III	利用者負担上限月額の設定	24
IV	通所受給者証の交付	25
V	児童養護施設等に入所する障害児の障害児通所支援の利用について	33
第3	障害児相談支援給付費の支給事務	33
第4	特例障害児通所給付費等	38
I	特例障害児通所給付費等	38
II	災害等による特例給付（法第21条の5の11）	41
III	高額障害児通所給付費（法第21条の5の12）	42
第5	支給量の管理	45
I	支給量管理の考え方	45
II	契約内容（通所受給者証記載事項）報告書	48
III	支給管理台帳	50
第6	利用者負担の上限額管理事務	51
I	利用者負担上限額管理事務の概要	51
II	利用者負担額一覧表	57
III	利用者負担上限額管理結果票	59
第7	障害児通所給付費等の請求及び支払	62
I	障害児通所給付費等の請求事務の概要	62
II	障害児通所給付費・入所給付費等請求書（省令様式第一）	65
III	障害児通所給付費・入所給付費等明細書（省令様式第二）	66
IV	障害児相談支援給付費請求書（省令様式第三）	72
V	障害児相談支援給付費明細書（省令様式第四）	74
VI	特例障害児通所給付費等請求書（様式第八）	75
VII	特例障害児通所給付費等明細書（様式第五）	77
VIII	サービス提供実績記録票	78
IX	障害児通所給付費等の支払	86
第8	肢体不自由児通所医療費の請求及び支払	87
I	肢体不自由児通所医療費の請求の概要	87
II	肢体不自由児通所医療費に係る請求書の記載方法	87

費の支給対象額を以下「高額障害児通所給付費移行額」という。)となるため、当該ケースに限り、特例的な運用として高額障害児通所給付費移行額を受領委任払いにより現物給付化する。

ア 請求手続

(「第7 障害児通所給付費等の請求及び支払」を参照)

イ 留意事項

当該運用によって、支給決定保護者等に高額障害児通所給付費移行額を現物給付した後に、当該支給決定保護者が介護保険法に基づく給付を受けていること、当該支給決定保護者の属する世帯に他の支給決定障害者等がいること等により、当該支給決定障害者等の属する世帯から更に高額障害福祉サービス費の支給申請があった場合は、現物給付した高額障害福祉サービス費移行額を含めて改めて高額障害福祉サービス費の支給額を算定した上、現物給付した高額障害福祉サービス費移行額については既支給額(支給済額)として、当該申請に係る支給額から控除すること。

第5 支給量の管理

I 支給量管理の考え方

通所給付決定は、障害児の保護者から申請された障害児通所支援の利用について公費(障害児通所給付費等)で給付することの要否を判断するものであり、特定の事業者から障害児通所支援を受けるべき旨を決定するものではない。

したがって、サービスの性質上、複数の事業者からサービス提供を受けることが可能な障害児通所支援については、通所給付決定された支給量(以下「決定支給量」という。)の範囲内で、通所給付決定保護者があらかじめ特定した一又は複数の事業者と、一月当たりのサービス提供内容やサービス提供量(以下「契約支給量」という。)を定めて利用契約し、サービス提供を受けることとなる。

そこで、契約支給量が決定支給量の範囲内となるよう、一人の通所給付決定保護者に対し各事業者が提供する契約支給量について、通所給付決定保護者、事業者及び市町村がそれぞれ管理を行う。

1 新規に契約する場合

(1) 通所受給者証の事業者記入欄への記入

契約を締結しようとする事業者は、通所給付決定保護者から通所受給者証の提示を受け、受給資格を確認するとともに、通所給付決定された

障害児通所支援の区分ごとの一月当たりの決定支給量を確認する。

その決定支給量の範囲内で、当該事業者が提供する区分ごとの契約支給量について、通所受給者証の事業者記入欄に、事業者及びその事業所の名称、区分並びに契約日を併せて記入する。なお、事業者記入欄は、番号順に記入し、一の欄には一の区分のみを記入することとする。

(2) 複数の事業者と契約する場合

既に一の事業者が、通所受給者証の事業者記入欄に契約支給量を記入している区分について、後に、別の事業者が同一区分で契約しようとする場合は、決定支給量から既に記入されている契約支給量を差し引いた残りの決定支給量の範囲内において契約を締結し、契約支給量を記入する。

(例) 通所給付決定保護者（決定支給量 100）が A 事業者及び B 事業者の順に契約する場合

- ・ 通所給付決定保護者と A 事業者が、契約支給量 30 で契約した後に、同一区分において、支給決定障害者等と B 事業者が契約できる契約支給量は、（決定支給量 100－A 事業者との契約支給量 30）の計算で算出される 70 の範囲内となる。
- ・ 上記に基づいて契約された契約支給量を B 事業者が受給者証の事業者記入欄に記入する。

(3) 契約内容の報告

事業者は、通所給付決定保護者と契約（契約支給量の変更契約を含む。）をしたときは、契約内容（通所受給者証記載事項）報告書により、市町村に次に掲げる事項を遅滞なく報告する（詳細はⅢ参照）。

- ア 通所受給者証の事業者記入欄の番号
- イ 支援の内容
- ウ 契約支給量
- エ 契約日
- オ その他必要事項

(4) 支給管理台帳による管理

市町村は、事業者から提出された契約内容報告書に基づき、支援の内容、契約支給量、契約日等を支給管理台帳で管理する。

(5) サービス提供実績記録票の作成

事業者は、サービス提供実績記録票（「第 7 Ⅷ サービス提供実績記録票」参照）を作成し、サービスを提供した都度、その実績を記録し、通所給付決定保護者の確認を受ける。

(6) 請求内容の確認

市町村は、事業者から障害児通所給付費等の請求があったときは、請求内容と支給管理台帳の内容を突合し、請求のあったサービス既提供量が、当該サービス提供月における契約支給量を超えていないか等を確認し、審査の上支払を行う。

2 契約を終了する場合

(1) 通所受給者証の事業者記入欄への記入

事業者は、当該事業者が記載していた通所受給者証の事業者記入欄に、当該契約支給量による支援提供終了日、支援提供終了月中の終了日までの既提供量を記入する。

(2) 契約終了の報告

事業者は、契約を終了したときは、契約内容（通所受給者証記載事項）報告書により、市町村に次に掲げる事項を遅滞なく報告する（詳細はⅢ参照）。

- ア 支援提供を終了する事業者記入欄の番号
- イ 当該契約支給量による支援提供終了日
- ウ サービス提供終了月中の終了日までの既提供量
- エ その他必要事項

(3) 契約終了後、通所給付決定保護者が別の事業者と新たに契約する場合

前事業者との契約が終了した後に、同一の支援内容について、別の事業者が新規の契約をし、前事業者が支援提供を終了した月の終了日以降から新たな支援を提供する場合は、前事業者が事業者記入欄に記入した支援提供終了月中の終了日までの既提供量を通所受給者証により確認し、その月の決定支給量から当該支援提供終了月の既提供量を差し引いた残りの支給量を超えない範囲で支援提供を行う。

- (例) 通所給付決定保護者（決定支給量 100）がA事業者と契約をし、当該契約の終了後にB事業者と新たに契約をする場合
- ・通所給付決定保護者がA事業者と契約支給量 30 で契約し、既提供量 20 の時点で当該契約が終了した場合、B事業者が新たに契約できる支給量は、決定支給量 100 の範囲内となる。
 - ・ただし、当該契約終了月（新規契約月）においては、（決定支給量 100－A事業者の既提供量 20）とB事業者の契約支給量のいずれか少ない方がB事業者の支援提供できる量となり、B事業者の契約支給量を 90 とすると、当月は 80 が上限となる。

3 契約支給量を変更する場合（決定支給量の変更等により、事業者が契約支給量を変更して支援を提供する場合）

（1）通所受給者証の事業者記入欄への記入

事業者は、当該事業者が記入していた通所受給者証の事業者記入欄に、2の「契約を終了する場合」と同じ要領で記載し、新たに、事業者記入欄の最も若い未記入の事業者記入欄に、事業者及びその事業所の名称、支援内容、新たな契約支給量並びに契約日（契約支給量を変更した日）を記入する。

（2）契約内容の報告

事業者は、契約支給量を変更したときは、契約内容報告書により、市町村に次に掲げる事項を遅滞なく報告する。

- ア 契約支給量変更前の当該事業者記入欄の番号
- イ 当該契約支給量による支援提供終了日
- ウ 支援提供終了月中の終了日までの既提供量
- エ 新たな契約支給量を記入した事業者記入欄の番号
- オ 支援の内容
- カ 契約支給量
- キ 契約日
- ク その他必要事項

II 契約内容（通所受給者証記載事項）報告書

契約を締結した事業者は、新規に契約したとき、契約を終了したとき、又は契約支給量を変更したときは、契約内容報告書により、その契約内容を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

当該報告は、通所給付決定保護者とサービス利用契約を締結し、通所受給者証に契約内容等を記載した事業者が行う。

1 報告期限

事業者が市町村に対し、障害児通所給付費等請求書等をサービス提供月の翌月10日までに提出する必要があることに留意し、契約の締結等の後、速やかに報告する。

2 報告内容

（1）報告対象者

- ア 通所受給者証番号
- イ 通所給付決定保護者氏名
- ウ 通所給付決定に係る障害児氏名

- (2) 契約締結又は契約内容変更による契約支給量等
 - ア 通所受給者証の事業者記入欄の番号
 - イ 支援の内容
 - ウ 契約支給量
 - エ 契約日（又は契約支給量を変更した日）
 - オ 理由（新規契約又は契約の変更）

- (3) 既契約の契約支給量による支援提供を終了した報告
 - ア 提供を終了する事業者記入欄の番号
 - イ 提供終了日
 - ウ 提供終了月中の終了日までの既支給量
 - エ 既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由

3 記載方法

- (1) 報告対象者
 - 当該契約に係る通所給付決定保護者の通所受給者証番号、氏名等を記載する。

- (2) 契約締結又は契約内容変更による契約支給量等
 - ア 当該契約に係る通所受給者証の事業者記入欄の番号ごとに記入した契約締結及び契約変更の内容（支援の内容、契約支給量、契約日等）を記載する。
 - (ア) 支援の内容
 - 契約を締結した障害児通所支援の種類を記載する。
 - (イ) 契約支給量
 - 契約した支給量を記載する。
 - (ウ) 契約日（変更契約日）
 - 契約又は支給量の変更契約をした日を記載する。
 - イ 当該報告の理由となる事項をチェックする。

- (3) 既契約の契約支給量による支援提供を終了した報告
 - ア 当該契約に係る受給者証の事業者記入欄の番号ごとに記入した支援提供の終了に係る内容（提供終了日、提供終了月中の終了日までの既提供量）を記載する。
 - (ア) 当該契約支給量による支援提供終了日
 - 当該契約による支援提供の最終日を記載する。
 - (イ) 支援提供終了月中の終了日までの既提供量
 - 支援提供の終了日までに支援提供した支給量を記載する。
 - イ 当該報告の理由となる事項をチェックする。